



彩の国さいたま

平成十三年度 学び輝く彩の国県民運動
彩の国県民芸術文化祭二〇〇一 協賛

平成十三年七月二十一日(土)～九月二十二日(土)

河川と用水の歴史

～埼葛地方の文書～

平成13年度第1回収蔵文書展・合同葛西用水展

埼玉県立文書館

開催にあたって

当館では、平成6年度から収蔵古文書を地域別に紹介する収蔵文書展を開催してまいりました。今回は、当シリーズの最後として県東部に位置する「埼葛地方」を取り上げます。

埼葛地方は、古利根川や権現堂川などの河川と、その流路を一部利用して開削した葛西用水などによって囲まれた低地帯です。河川や用水は、農業用水や生活用水の役割のほか、物資の運搬、そして魚取りや水浴びなど生活に密着し、多様な役割を果たしていました。このため、河川や用水路の維持管理について、先人たちは大変な努力をし、そうした中から特色のある地域文化を形成してきました。

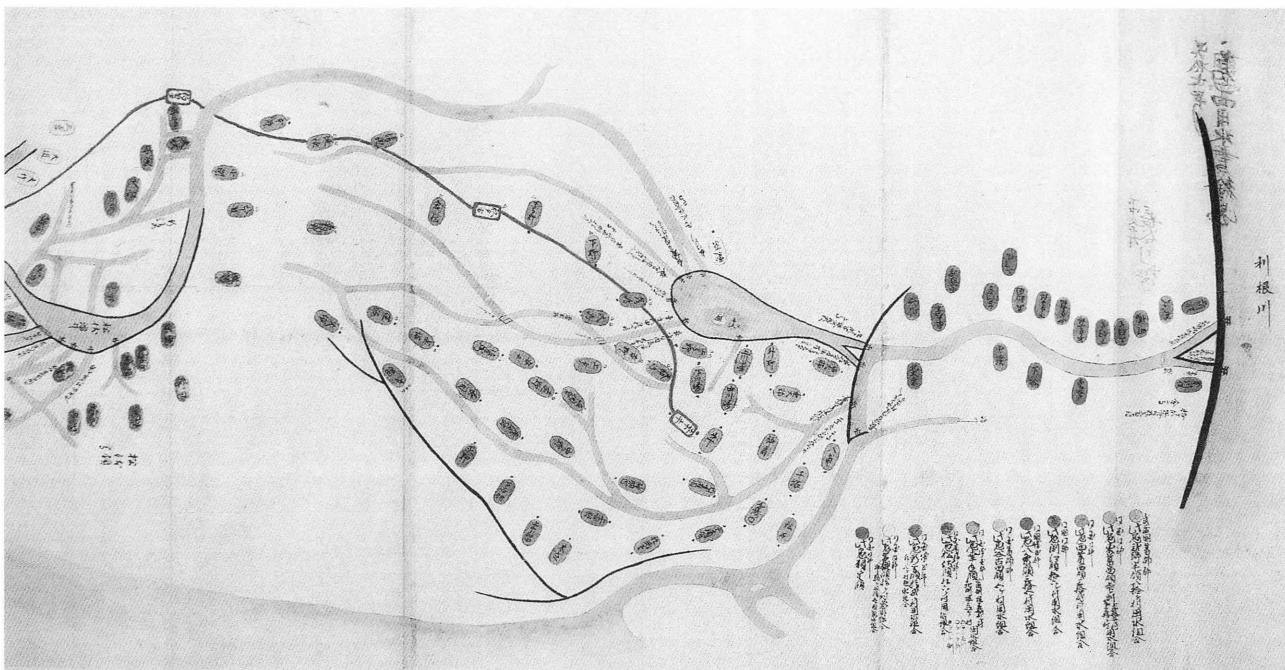
今回の文書展は、葛飾区郷土と天文の博物館・八潮市立資料館・春日部市郷土資料館・鶴宮町立郷土資料館の4館と連携した企画「合同葛西用水展」の一翼を担うもので、江戸から明治時代の河川や用水に関する文書や絵図・地図を通して、埼葛地方の歴史と人々の水との関わりを紹介しようとするものです。

本展示の開催によって、河川と用水への認識を深めていただき、これからの地域の創造のために役立てていただければ幸いです。

最後に、本展示を開催するにあたり、貴重な文書を御提供いただきました寄贈・寄託者の方々に対し、深く感謝を申し上げます。

平成13年7月

埼玉県立文書館



葛西用水流域を示す江戸時代の絵図（部分） 葛西用水絵図 全 [江戸時代] 見沼土地改良区97 ⑥

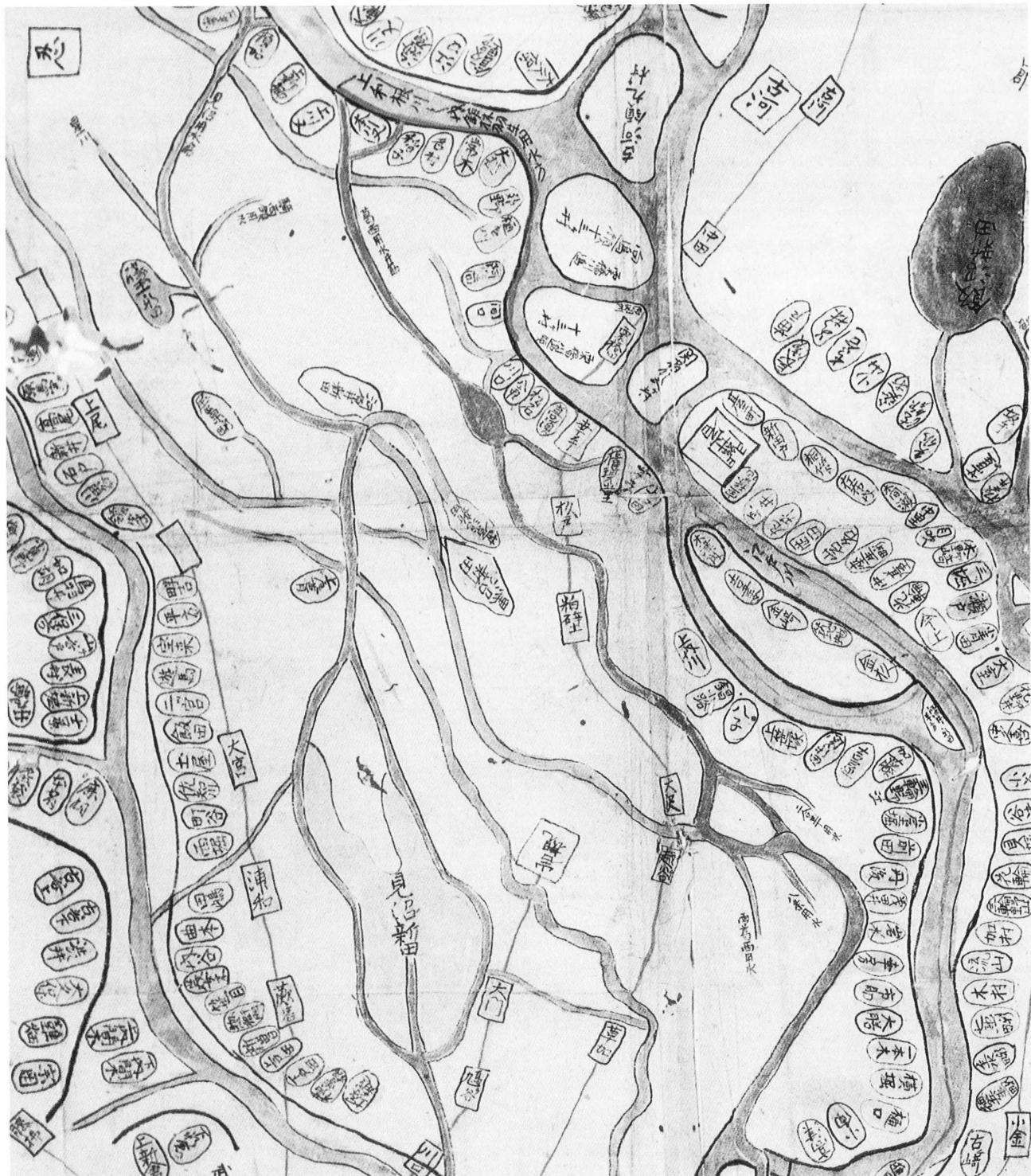
葛西用水は、現在の羽生市上川俣で利根川から取水し加須市・大利根町・栗橋町・鶴宮町・幸手市・杉戸町・春日部市・松伏町・越谷市・八潮市、東京都足立区内を流れ葛飾区四つ木に至っています。この絵図には羽生市から葛飾区までの全域が描かれています。

■凡例

- 1 本書は、平成13年7月21日（土）から9月22日（土）まで開催する平成13年度第1回収蔵文書展・合同葛西用水展「埼葛地方の文書 河川と用水の歴史」の展示解説書です。
- 2 本文中の文書名称は、原則として原文のとおりとしました。ただし、適切な表題や年号がない場合は、補題や推定年代を〔 〕内に記しました。
- 3 会期中に展示替えを行うため、本書に掲載されている資料でも、期間により展示されていない場合があります。
- 4 本書の編集及び執筆は、古文書課職員の協力を得て、学芸員加藤光男が担当しました。
- 5 本文書展終了後、展示された資料は文書館2階の文書閲覧室で閲覧することができます。

I. 埼葛地方の河川と用水

埼葛地方は、利根川・古利根川・江戸川・権現堂川・赤堀川・庄内古川などの河川が流れていますが、低地であるため、恒常に安定した水の供給（用水）と排水（悪水）の処理を必要とする地域です。江戸時代、この地域は、幸手領・庄内領・松伏領・二郷半領などに分かれており、地域ごとに村々が共同で用悪水組合をつくり、用水路の管理や修繕費用を分担していました。葛西用水は、この地方を代表する用水です。



関東の河川と用水を描いた江戸時代の絵図（部分） 関東川々村附絵図 [江戸時代] 武笠（寛）家1185 ③

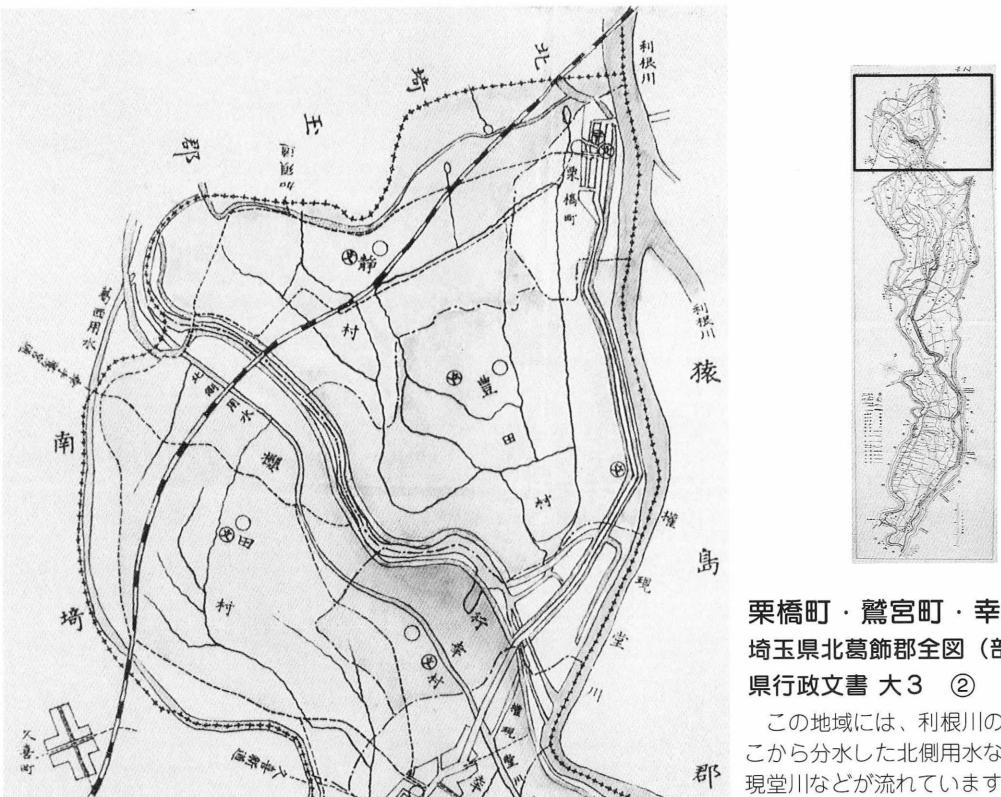
この絵図は関東地方の主要な河川と用水を描いたものです。埼葛地方においては、利根川や江戸川などの河川、利根川から分水した葛西用水、そして葛西用水から分水した用水路などが記されています。

II. 葛西用水とその水系

(1) 葛西用水

葛西用水は、万治3年(1660)に関東郡代の伊奈忠克が開発したと伝えられる用水で、はじめ幸手用水と言わっていました。幸手用水は羽生領川俣で利根川から取水し、旧会の川の河道を流れ、松伏溜井から瓦曾根溜井に溜められましたが、宝永元年(1704)の洪水のため、庄内領(現・庄和町)の中島用水路が埋没し、松伏溜井の下流は水不足に悩まされました。そのため、享保4年(1719)に中島用水の代用水として、羽生領上川俣で利根川から取水し、新水路によって水を確保しました。この時以来、この用水は葛西用水と呼ばれるようになりました。

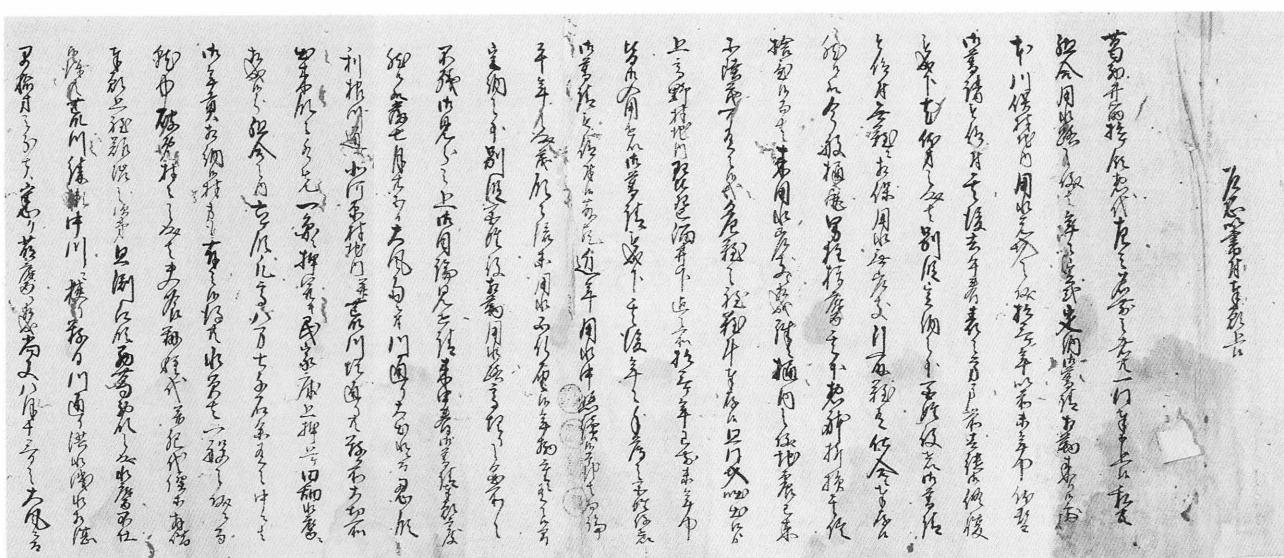
【パート1 栗橋町・鷲宮町・幸手市地域】



葛西用水流域
における左図
の位置関係

栗橋町・鷲宮町・幸手市地域の用水と河川
埼玉県北葛飾郡全図(部分) 明治44年
県行政文書 大3 (2)

この地域には、利根川の水を引き込んだ葛西用水、そこから分水した北側用水などと、利根川から分流した権現堂川などが流れています。

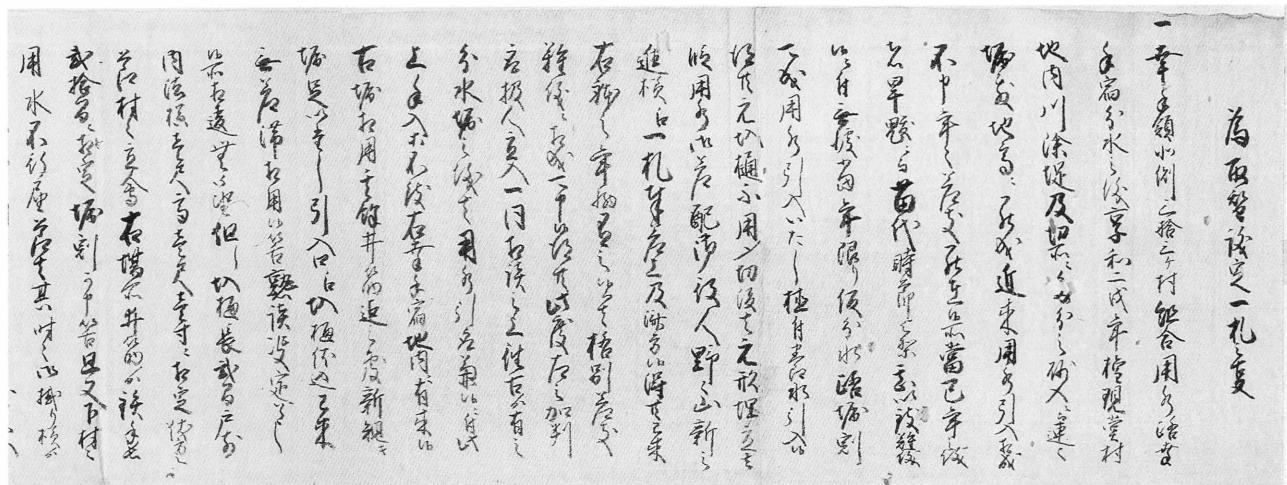


用水路改修工事の願書 乍恐以書付奉願上候 安政6年 田口(栄) 家1480 ⑧

安政5年(1858)の洪水により用水路が埋まりました。この文書は、水の流れが悪くなつたので、幸手領など葛西用水を利用している10か領の総代が幕府の普請掛り役人へ用水路の改修工事を行ってほしいと願い上げたものです。

(2) 北側用水

葛北側用水は、現在の加須市川口付近で葛西用水から分水した用水で、江戸時代は東大輪・八甫・外野・上川崎など33か村によって、明治時代は桜田村（現・鷺宮町・幸手市）・行幸村（現・幸手市）などによって管理されていました。

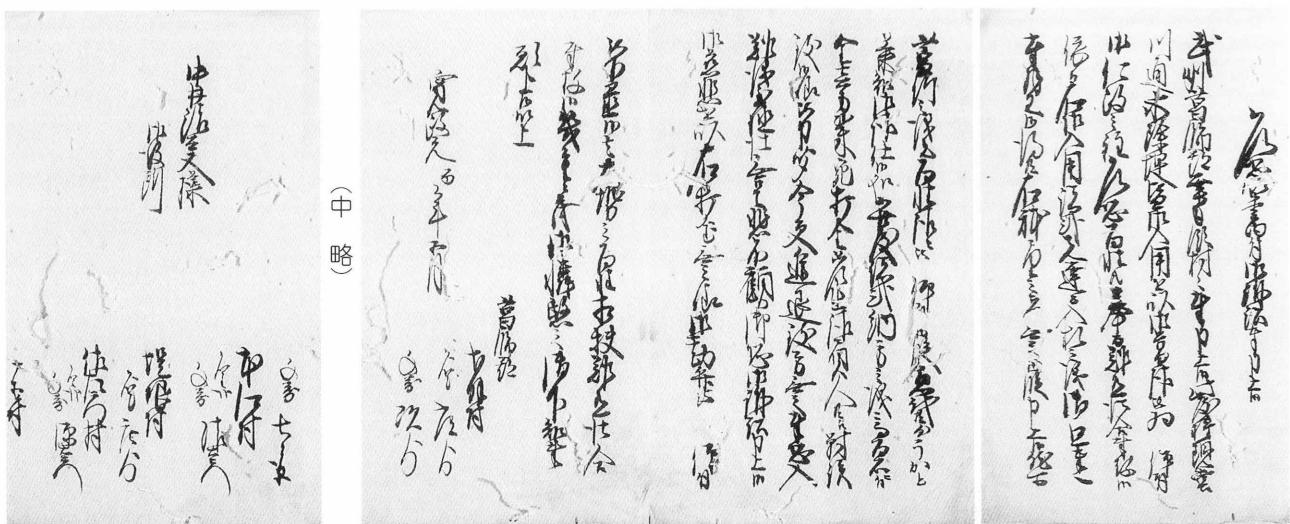


幸手宿への分水掘の新設に際しての取り決め 献取替議定一札之事 文政4年 川田氏収集旧幸手図書館233 ⑩

幸手宿が北側用水から取水するための分水堀を造るに際し、用水を利用している32か村の名主との間で取り交わされた議定書です。新たな堀を造るにあたって、樋門の大きさや管理規則が記してあり、さらに今回の取り決めを用水組合の村々に熟知させる旨の奥書きがあります。

(3) 権現堂川

権現堂川は、利根川水系中川の支流で、栗橋町東部と茨城県西部の猿島郡五霞村の境を流れ、幸手市権現堂で五霞村の南縁部を東に流れ、埼玉・茨城両県の県境を画し、江戸川と逆川に合流する、全長約12kmの河川です。



工事費用負担金の内金免除の願書 下四拾五ヶ村より諸色願書控 寛政元年 遠藤家67 ⑪

権現堂川沿いに堤防を築くにあたり、持高100石につき金1分2朱ずつを内金として工事請負人に支払うように決められました。この文書は、このことに対して、工事費用を負担する45か村が内金免除を中井清太夫の役所に願い出たものです。

【パート2 幸手市・杉戸町地域】

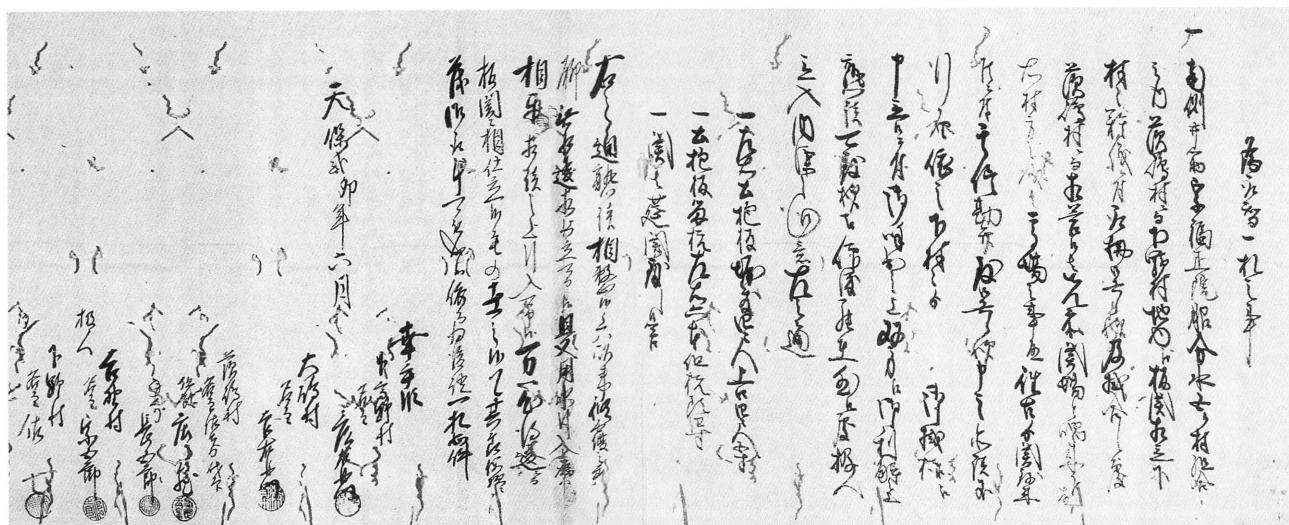


幸手市・杉戸町地域の用水と河川 埼玉県北葛飾郡全図（部分） 明治44年 県行政文書 大3 ②

この地域には、葛西用水から分水した南側用水・中郷用水などと、葛西用水へ合流する中島用水があります。

(4) 南側用水

南側用水は、現在の幸手市上高野付近で葛西用水から分水した用水で、江戸時代は下高野・倉松・清地・本郷など15か村によって、明治時代は高野村（現・杉戸町）・杉戸町（現・杉戸町）などによって管理されていました。



南側用水の板閥をめぐる争いの和解状 為取替一札之事 天保2年 藤城家562 ⑬

天保2年(1831)に用水上流の村が築いた板閥を下流の村が取り払ったことから、村同士の争いが起きました。この文書は、争いごとが解決したことを証明する和解状で、今後の閑の管理方法などが明記されています。

(5) 中郷用水

中郷用水は、現在の幸手市上高野付近で葛西用水から分水した用水で、江戸時代は上高野・吉野・上戸・平須賀など17か村によって、明治時代は上高野村（現・幸手市）・田宮村（現・杉戸町）などによって管理されていました。

江戸時代の幸手地域における用水組合の一覧 幸手領内鑑 文政10年 藤城家1188

幸手領内の村々によりつくられた用悪水組合などを一覧化したものです。幸手領内には、江戸時代、葛西用水水系の南側用水・中郷用水・北側用水の組合など13の組合がありました。

(6) 中島用水

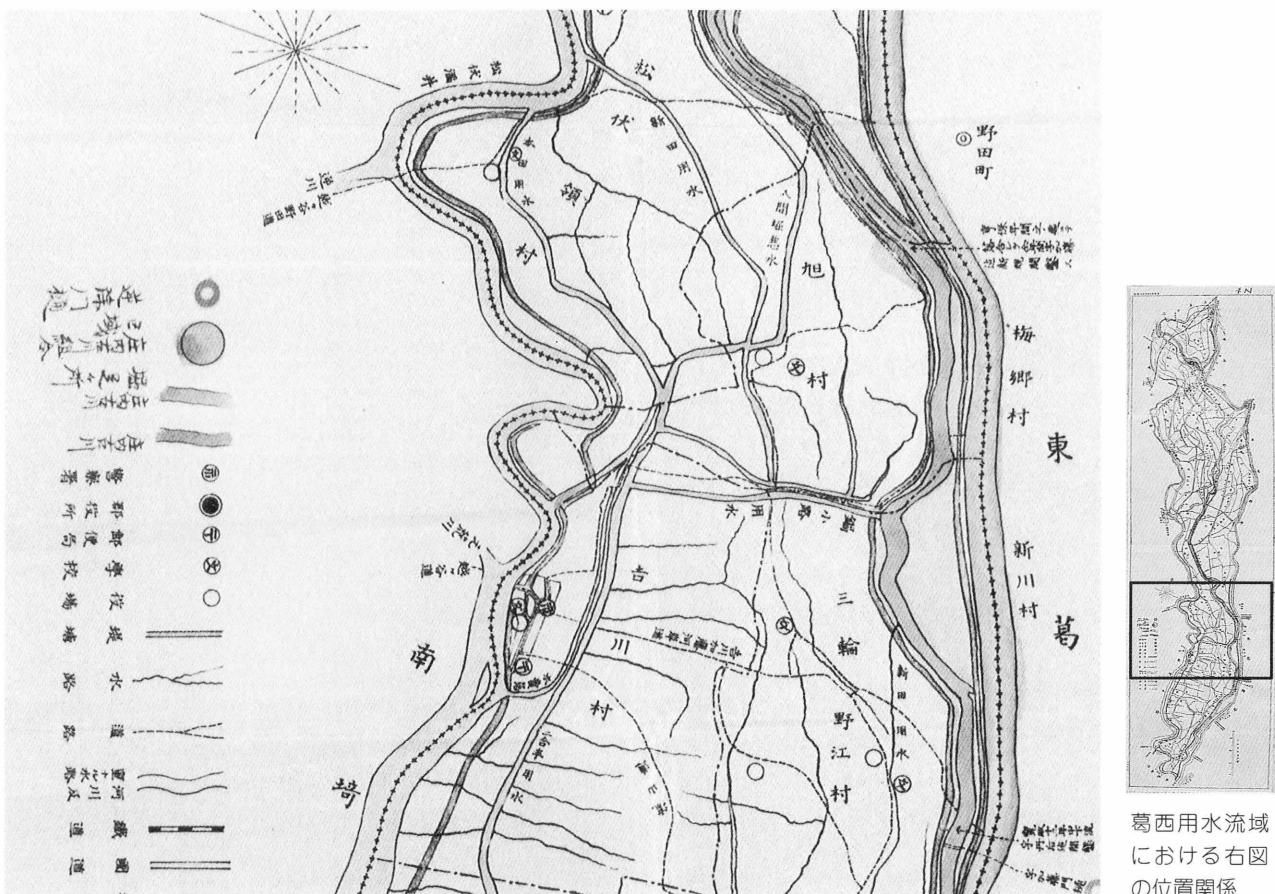
中島用水は現在の幸手市西関宿付近で江戸川から分水したもので、宝永元年(1704)の洪水で用水路が埋没し、享保4年(1719)に廃止されるまで、葛西用水の取水口のひとつとして役割を果たしました。後に復旧され、明治時代は吉田村(現・幸手市)・桜井村(現・幸手市・杉戸町)などによって管理されていました。



新規の用水堀を造るに際しての願書 中島村用水木津内村江御模様替二付願書控・入置一札・対談書 天保12年 小林家
2589 (16)

中島用水の水路付替えのため、新たに用水堀が造られることになりました。堀が造られる村は、旧来の堀にも水がまわるように配慮してほしいと普請掛役へ願い出ています。

【パート3 松伏町・越谷市・吉川市地域】



松伏町・越谷市・吉川市地域の用水と河川 埼玉県北葛飾郡全図（部分） 明治44年 県行政文書 大3 ②

この地域には、葛西用水の遊水池として松伏溜井、葛西用水から分水した二郷（合）半用水などと、庄内古川などの河川が流れています。

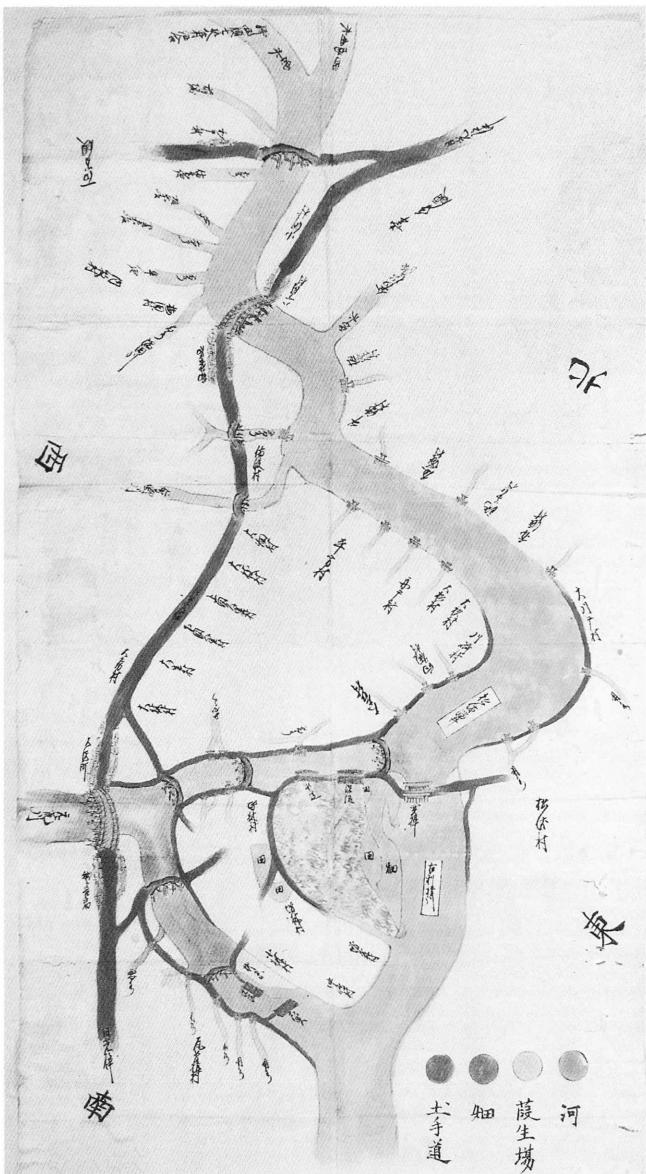
(7) 二郷（合）半用水

二郷（合）半用水は、現在の吉川市川藤付近で葛西用水から分水した用水で、江戸時代は川野・平沼・吉川・彦成・戸ヶ崎など80か村によって、明治時代は吉川村（現・吉川市）などによって管理されていました。



用水路の使用方法についての取り決め 用水路素之形葛西式郷半式ケ領儀定書 嘉永5年 長谷川（勇）家63 ⑯

二郷（合）半用水の水量不足のため、松伏溜井より水を引き入れることになりました。この文書は、用水路の利用について二郷半領用水組合と松伏溜井を利用している東葛西領用水組合との間の用水路の管理などについての取り決めを記したものです。



(8) 松伏溜井

松伏溜井は、元荒川の水不足を補うために、寛永年間（1624～1644）に造られたもので、後に葛西用水の遊水池として役割を果たしました。その範囲は、古利根川通り粕壁橋（現・春日部市）下流180m地点から増林堰まで約11.6km区間をさし、江戸時代には溜井の幅は狭いところで約53m・広いところで約154mありました。明治以降数度の河川改修が行われ、遊水池としての機能が失われたため、現在では松伏溜井の名称は用いられなくなっています。

松伏溜井を描いた江戸時代の絵図

[葛西用水路松伏溜井付近村々関係絵図] [江戸時代]

相沢家1790 ⑯

この絵図は、現在の松伏町松伏と越谷市増林付近にあった松伏の溜井を描いたものです。古利根川に堰を設けて水量を調節していたことや、葛西用水から各村々への取水口の位置などを知ることができます。

(9) 庄内古川

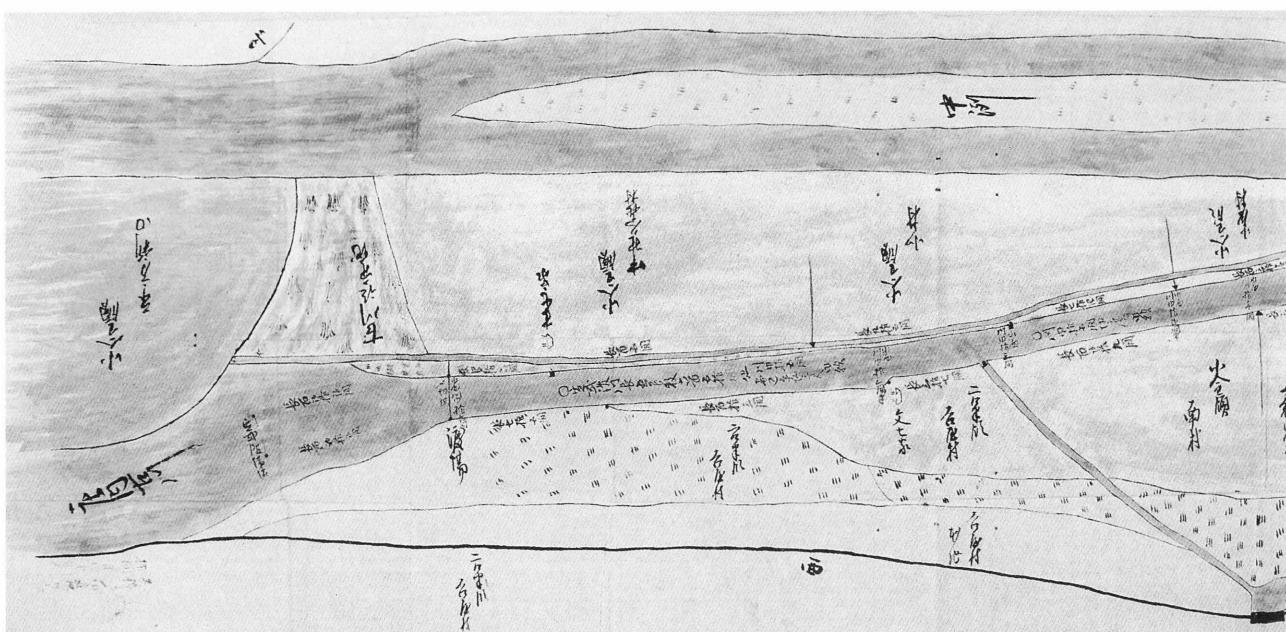
庄内古川は、文禄3年(1594)の利根川改修事業で、古利根川の水を川口村（現・加須市）より東流させて、八甫村（現・鷩宮町）・島川村（現・大利根町）を通り、惣新田（現・幸手市）より南下して太日川に合流した庄内古川を前身としています。承応3年(1654)の河川付け替えにより、庄内古川は権現堂川と分離され古川となり、庄内古川と呼ばれるようになりました。

庄内古川の流路を描いた江戸時代の絵図（部分）

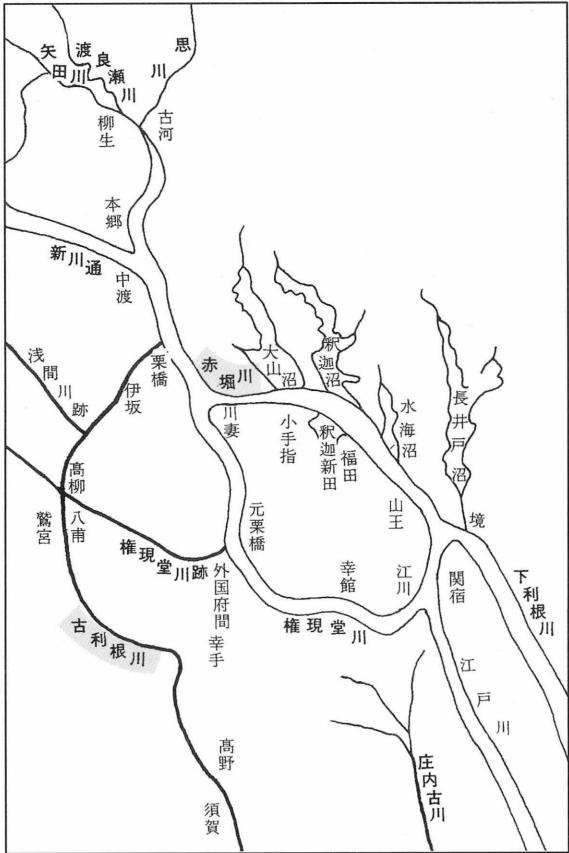
[庄内古川加藤落合定式浚場所龜絵図] 安永4年

土生津家6323 ㉑

この絵図は、庄内領・幸手領・松伏領・惣新田組の4地域からの排水路として使用されていた庄内古川の川幅、堤や閉切場所の位置、定期的に浚渫する場所などを記したもので、江戸時代の河川管理の実態を知ることができます。



III. 地域を彩る河川



古利根川と赤堀川の流路 承応3年(1654)当時
〔葛西用水史 通史編〕261ページより引用)

(10) 古利根川

文禄3年(1594)の利根川の河川改修によって、利根川の本流が付け替えられたために旧河道が古利根川と呼ばれることになりました。当時は、佐波村(現・大利根町)付近から小淵村(現・春日部市)を通り、越谷で元荒川に合流していました。なお現在は、久喜市吉羽から中川の合流点までの約27kmをさします。



水害の様子と幕府の救済処置を知らせる瓦版(部分)

[利根川流路説明図] 弘化3年 川島家1179 ②

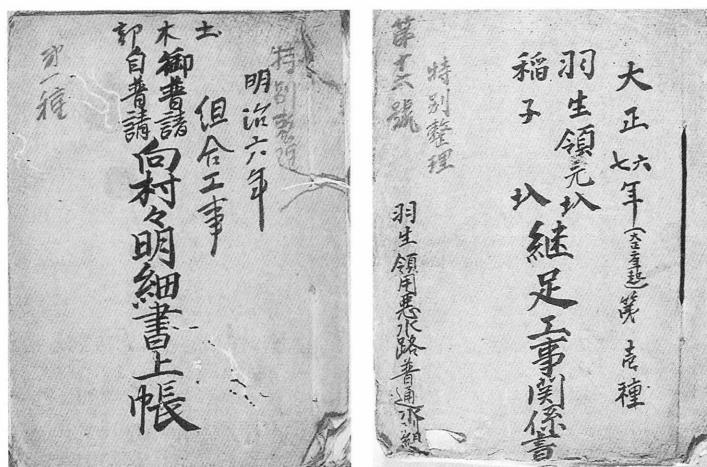
弘化3年(1846)5月下旬から7月上旬にかけての大雨のため、関東の各河川は氾濫し、流域の村々は大きな被害を受けました。この瓦版は、洪水の被害を受けた地域を絵図で示すとともに、幕府の救済処置についても報じています。

(11) 赤堀川

赤堀川は利根川水系と常陸川水系を隔てるために下総台地を開削した人工河道です。元和7年(1621)に代官頭伊奈忠治の家臣富田吉左衛門の指揮のもと開削され、赤堀川と呼ばされました。赤堀川は川幅が狭く水害に悩まされたことから、承応3年(1654)・文化6年(1809)・天保14年(1843)などに川幅の拡幅工事が行われました。

表紙写真 赤堀川の川幅拡張工事を描く絵図(部分) 赤堀川切広之図 [江戸時代] 田口(栄)家1797 ③
いつの拡幅工事の模様を描いたものかわかりませんが、工事に携わる人々の生き生きした姿が描写されています。

<トピックコーナー 羽生領用悪水路土地改良区文書>



弘化4年(1847)から昭和27年(1952)に至るまでの羽生領普通水利組合時代の文書で、本県の穀倉地帯における水利慣行や水路の管理、組合の運営を知ることができる貴重な資料です。主要な文書は『羽生領水利史』通史編・資料編に掲載されています。

なお、本文書は平成12年度に当館へ寄託されました。

(左) 御普請自普請向村々明細書上帳
明治6年 ③

(右) 羽生領元堤・稻子堺・継足工事關係書
大正6・7年 ④

展示資料一覧

I. 埼葛地方の河川と用水

- ① (写真パネル) 関東川々御普請所絵図 [江戸時代] (原文書 東北大学狩野文庫) 地図 県1414
② 埼玉県北葛飾郡全図 明治44(1911).9. 県行政文書 大3

II. 葛西用水とその水系

(1) 葛西用水

- ③ 関東川々村附絵図 [江戸時代] 武笠(寛) 家1185
④ 関東川々村附絵図 [江戸時代] 武笠(寛) 家1187
⑤ 葛西用水路区域図 昭和58(1983).7. 葛西用水路土地改良区発行
⑥ (写真パネル) 葛西用水絵図 全 [江戸時代] 見沼土地改良区97
⑦ 御尋二付以書付奉申上候 (葛西井筋用水路伏込二付) 天保8(1837).7. 白石家2568
⑧ 乍恐以書付奉願上候 (百姓難渋二付葛西井筋御普請願) 安政6(1859).10. 田口(栄) 家1480
⑨ 乍恐以書付奉申上候 (葛西領上下割葛西用水組合離脱出入示談) [明治3(1871).2.2] 田口(栄) 2089

(2) 北側用水

- ⑩ 為取替議定一札之事 (組合用水路幸手宿分水之義二付) 文政4(1821).8. 川田氏収集旧幸手図書館233

(3) 権現堂川

- ⑪ 下四拾五ヶ村より諸色願書控 (権現堂川通水除堤御普請二付) 寛政元(1789).5. 遠藤家67
⑫ 為差上申御請証文之事 (権現堂順礼曲輪堀落二付) 天保8(1837).4.18. 船川家1411

(4) 南側用水

- ⑬ 為取替一札之事 (南側用水分水下野村内板闇取払掛合二付内済) 天保2(1831).6. 藤城家562

(5) 中郷用水

- ⑭ 一札之事 (上戸村内中郷用水路掛渡井縫切満水時取払二付) 文政3(1820).8. 藤城家555

- ⑮ 幸手領内鑑 文政10(1827). 藤城家1188

(6) 中島用水

- ⑯ 中島村用水木津内村江御模様替二付願書控・入置一札・対談書 天保12(1841).4. 小林家2589

(7) 二郷(合)半用水

- ⑰ 用水路素之形葛西式郷半式ヶ領儀定書 嘉永5(1852).8.16 長谷川(勇) 家63

(8) 松伏溜井

- ⑲ (写真パネル) [葛西用水路松伏溜井付近村々関係絵図] [江戸時代] 相沢家1790
⑳ 武州松伏溜井御普請人足負之儀二付再伺 明治2~9(1869~1876). 県行政文書 明1697

- ㉑ [松伏溜井并大落堀筋普請入費割] 明治4(1871).9.23 相沢家434

(9) 庄内古川

- ㉒ [庄内古川加藤落合定式浚場所龜絵図] 安永4(1775). 土生津家6323

- ㉓ [寛保元年築地村絵図] 明和7(1770).11. 鈴木(宗) 家12

- ㉔ 覚 (庄内古川藻刈負金国役其外諸入用割合) [天保12(1841)] .12.28 中川家4326

- ㉕ 武藏下総両国境庄内古川一件済方議定 (治水出水) 嘉永5(1852).10. 田口(栄) 家170

- ㉖ 遷文 (古川通り御普請人足取調二付御出会願狀) [万延元(1860)] .閏3.21 増田(豊) 家1206

III. 地域を彩る河川

(10) 古利根川

- ㉗ 乍恐口上書を以奉願上候御事 (水損二付延納) 延宝3(1675). 小島(栄) 家735

- ㉘ [日光道中粕壁宿四拾三ヶ村組合絵図] 文政12(1829).5. 中島家269

- ㉙ [利根川流路説明図 木版摺] 弘化3(1863). 川島家1179

- ㉚ [道路・川・堤・龜絵図] 弘化3(1863). 川島家285

- ㉛ [組合村々龜絵図] 慶応4(1868).9. 中島家248

- ㉕ [粕壁宿近郷村絵図] [近代] 中島家261

(11) 赤堀川

- ㉖ 赤堀川切広之図 [江戸時代] 田口(栄) 家1797

- ㉗ (複製) 赤堀川切広之図

- ㉘ 赤堀川流通御普請中日記覚帳 明治4(1871).6.26 小林家688

- ㉙ 土木安場少属様下民難渋為致候二付御歎願書 (赤堀川疎通普請) 明治4(1871).11. 田口(栄) 家559

- ㉚ 堤防橋梁組立之図(完) (土木寮蔵版) 明治4(1871). 見沼土地改良区137

- ㉛ 堤防橋梁積方大概(全) (土木寮蔵版) 明治4(1871). 見沼土地改良区138

<トピック・コーナー 羽生領用悪水路土地改良区文書>

- ㉕ 御普請自普請向村々明細書上帳 明治6(1873).

- ㉖ 羽生領元払・稻子払継足工事関係書 大正6・7(1917・1918).

協力者／協力機関 (五十音順・敬称略)

相澤勝寿、遠藤タネ、川島一郎、小島栄一、小林誠一、白石昌之、鈴木秀四郎、田口栄一、中川勝雄、中島修、長谷川勇、土生津暉、藤城孟男、船川喜美子、増田さぬ、武笠寛

／葛西用水路土地改良区、埼玉県南部河川改修事務所、羽生領用悪水路土地改良区、見沼土地改良区

主要参考文献

葛西用水路普通水利組合『葛西用水路沿革史』大正13年(1924)
葛西用水路土地改良区『葛西用水史 通史編』平成4年(1992)

平成13年度第1回収蔵文書展・合同葛西用水展 「埼葛地方の文書 河川と用水の歴史」

発行日：平成13年7月13日

編集・発行：埼玉県立文書館

〒336-0011 埼玉県さいたま市高砂4-3-18

T E L 048-865-0112

F A X 048-839-0539

E-mail p6501121@pref.saitama.jp

ホームページ <http://www.pref.saitama.jp/A20/BA18/index1.html>

印刷：金井印刷工業株式会社

利用案内

開館時間 9:00~17:00
休館日 月曜日、国民の祝日・休日、
毎月末日、年末年始
特別整理期間(春秋各10日以内)

交通案内

JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線：
浦和駅西口下車徒歩12分

JR埼京線：
中浦和駅下車徒歩15分
国際興業バス：県庁裏下車
浦和駅～北浦和駅（大戸経由）
浦和市内循環（北周り）

